

新潟市消防職員教養規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日

新潟市消防局長 大泉 敏一

新潟市消防局訓令第 8 号

新潟市消防職員教養規程の一部を改正する規程

新潟市消防職員教養規程（昭和 3 0 年新潟市消防本部訓令第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 初任教養とは、新たに採用した消防職員に対して行う教養をいう。初任教養を分けて、学校教養、所属教養とする。

（１）「学校教養」とは、原則として新潟県消防学校初任科及び救急科に入校させ、消防職員として必要な人格、知識、技術を習得させるものをいう。

（２）「所属教養」とは、各所属において消防上必要な学科及び実技を指導教養して習得させるものをいう。

第 5 条中「6 か月」を「1 2 か月」に、「消防長」を「消防局長」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。